

啓源会計士事務所株式会社

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室

電話: +852 2341 1444

メール: info@kaizencpa.com

中国深セン 深セン市羅湖区 電話: +86 755 8268 4480

中国上海 上海市徐匯区 電話: +86 21 6439 4114

北京市東城区 灯市口大街33号 電話: +86 10 6210 1890 電話: +886 2 2711 1324 電話: +65 6438 0116

郵便番号: 069538

 台湾台北
 シンガポール
 米国ニューヨーク

 台北市大安区忠孝東路
 セシルストリート138号
 ニューヨーク州ニューヨーク市

 四段142号3階-3
 セシル・コート13階1302室
 キャナルストリート202号3階303室

 神研集号、10013
 神研集号、10013
郵便番号: 10013 電話: +1 646 850 5888

香港の個人経営について

概要

個人経営とは、自ら独立して事業を行っていることを指します。個人経営の所有者(以下「個人事業 主」という)は他人と事業を共有する必要はなく、事業による全ての利益を独占することができますが、 同時に全てのリスクを負担します。ビジネスパートナーに対して責任を負う必要はありませんが、個 人事業主は事業による全ての債務を負担する必要があります。

投資家は以下の状況に該当する場合、個人事業主として経営することができます。

- 投資家が初めて開業する場合。 1
- 投資家が小規模事業を営もうとする場合。 2
- 投資家が煩雑な手続きを簡素化し、回避したい場合。
- 投資家が資金援助(銀行ローン及びパートナー資金調達など)を取得しなくても経営に十分な資 金を持っている場合。
- 投資家の経営事業にリスクが高くない場合。

個人経営の利点

投資家が初めて事業を行う場合は、複雑な事業形態ではなく、管理しやすい事業形態を利用する可 能性が高いです。従って、個人経営の主な利点は、シンプルな構造及び事業形態です。

- 設立が簡単。開業後 1ヶ月以内に、投資家は税務局の会社登記所(Company Registry)において 商業登記証を申請することのみが必要です。
- 意思決定が簡単。個人事業主は、意思決定の際に他人と相談する必要がありません。個人事 業主は唯一の意思決定者であるため、個人的な考えに基づいて決定することができます。契約 書に署名する際に、ビジネスパートナーの同意を得る必要もありません。

- 3. 効率が高い。個人事業主は、意思決定について、他人と共同で決定する必要がないため、より 効率的に運営でき、且つ短時間で決定を行うことができます。
- 4. 利益分配。個人事業主は、他人と利益を共有する必要がなく、経営事業による全ての利益を得ることができます。それは個人事業主が一生懸命働くに良い動機でもあります。
- 5. 顧客との緊密な関係。唯一の意思決定者として、個人事業主は会社の事業をより全面的且つ積極的に行います。実際、会社に無限責任を負う必要があるため、個人事業主は顧客とより緊密な関係を築くことができます。

個人経営の欠点

- 1. 資金源。事業の所有者は 1 人のみであるため、会社の資金調達はより困難になります。個人事業主が事業を経営するに十分な資金を持っていない限り、事業経営における運転資金の不足を避けるために、財務管理により注意を払う必要があります。
- 2. 作業負荷が重い。個人事業主は意思決定を短時間で行うことができますが、全ての決議を個人で行う必要があります。従って、個人事業主は非常に疲れます。個人事業主は病気になると、事業が経営できなくなり、状況はさらに悪化します。その問題に対して、個人事業主はいくつかの解決策を採用することができます。例えば、従業員を雇って作業負荷を軽減したり、権限を従業員に委譲することができます。但し、個人事業主は依然として事業の全ての責任を負う必要があります。
- 3. 無限責任。個人経営はリスクがあり、且つ個人事業主は唯一の責任者であり、会社の全ての事業に無限責任を負う必要があります。
- 4. 資本金。個人事業主は、事業を発展させるために全ての資本を投資する必要があります。事業 開発において、共に資本金額を負担する者がいないため、友人又は親戚から資金を借りること のみができます。
- 5. 損失。個人事業主は、事業による損失を負担する必要があります。利益率の低下は高い心理的 ストレスを引き起こす恐れがあります。

設立の手続き

香港において事業活動を行う個人は、開業後1ヶ月以内に、税務局の会社登記所(Company Registry) において商業登記を行う必要があります。詳細は、商業登記ウェブサイト http://www.ird.gov.hk/tc/tax/bre.htm をご参照してください、又は当事務所にお問い合わせください。

参考資料:

1. 「香港株式会社 登記抹消の手続き及び費用」

https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/19.html

2. 「香港税務申告サービス」

https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/21.html

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

